

# はじめに

## 1 作成の趣旨

滋賀県では平成 23 年 3 月に滋賀県環境学習推進計画(第 2 次)を策定し、環境学習の推進を図っているところであり、その進行管理の一つとして、県内の学校や NPO・地域団体、事業者、自治体等多様な主体により実施された環境学習関連事業やイベント等を把握・整理し、公表することとしています。

平成 23 年度には幼稚園・保育所、小中高等学校など、教育現場での環境学習の実施状況を調査し、その結果を「環境からの学びを次世代へ～滋賀の環境学習データ集 2011～」として公表しました。

平成 24 年度は、「企業」、「組合等」、「NPO・地域団体」における環境学習の実施状況を調査し、その結果を「環境からの学びを行動へ～滋賀の環境学習データ集 2012～」として取りまとめると共に、県内で取り組まれている環境学習や環境保全活動の現況について、いくつかの媒体から情報収集しました。

平成 25 年度からは、県内で取り組まれている環境学習や環境保全活動の現況と滋賀県および県内各市町で実施された環境学習関連事業についての情報を整理してまとめています。

これらの結果は、今後、効果的な環境学習施策を推進するために活用します。

## 2 全体構成

本書は「1 環境学習・環境保全活動の実施状況（平成 26 年）」、「2 自治体（県、市町）での環境学習関連事業の実施状況（平成 26 年度）」で構成されています。各項の概要は以下のとおりです。

「1 環境学習・環境保全活動の実施状況（平成 26 年）」では、環境学習メールマガジン「そよかぜ」、滋賀県広報誌「滋賀プラスワン」や県内各市町の広報誌等から、県内の環境学習等の実施状況を情報収集・整理しています。

「2 自治体（県、市町）での環境学習関連事業の実施状況（平成 26 年度）」では、滋賀県および県内各市町で実施された環境学習関連事業について、県庁・県地方機関の各課および各市町に照会し、回答結果を整理して掲載しています。

### 環境学習とは・・・

環境に関心を持ち、環境に対する自らの責任と役割を自覚し、環境に対する理解を深めるとともに、環境保全行動につなげていく意欲および問題解決に資する能力を高めるための教育および学習をいう。

（滋賀県環境学習の推進に関する条例第 2 条第 1 項）